

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

第4期新座市障がい福祉計画



平成27年3月

新 座 市

表紙の絵は、野火止小学校 加山湧輝さんの作品です。

はじめに

本市では、平成17年4月に、市の基本的な障がい者施策の姿勢を示すものとして、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を制定し、平成26年4月には、障害者基本法及び障害者差別解消法等を踏まえ、「心のバリアフリー」を規定するなど、先進的な内容とするための改正を行いました。



また、国においても、本計画の基となる障害者自立支援法の改正が平成25年4月に行われ、障害者総合支援法へ名称が変更されたほか、新たに難病患者の方も福祉サービスの対象となることが規定されるなど、新たな障がい者施策の枠組みの整備が進められています。

このように、障がい者をめぐる諸制度等が新たな展開を迎える中、障がい者一人一人の人権を尊重し、個々のニーズに合わせて適切な支援を行い、また、サービスの見込量と確保の方策を明らかにするために、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期新座市障がい福祉計画を策定しました。

本計画の実現は、行政だけでなし得るものではなく、市民の皆様を始め各団体・事業者の皆様など、地域を支える全ての人たちが力を合わせて取り組んでこそ、はじめて実現できるものと考えております。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案を頂きました新座市地域自立支援協議会委員、新座市障がい者施策委員会委員の皆様及び市内の障がい者団体の皆様、そして「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」に御協力を頂きました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

新座市長 須田健治

— 目 次 —

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の基本目標	5
5 計画の進行と推進体制（PDCA サイクル）	6
第2節 障がい福祉サービス提供に当たっての基本的考え方	7
1 計画の基本的視点	7
2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	8
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	9
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	10
障がい福祉サービス等の区分	11
1 障がい福祉サービス	11
2 障がい児支援	11
3 地域生活支援事業	12
第2章 障がい福祉サービスの目標量	13
第1節 平成29年度に向けた数値目標(成果目標)	14
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	14
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	15
3 地域生活支援拠点の整備	16
4 福祉施設から一般就労への移行	17
5 就労支援センター事業の充実	18
第2節 サービスの見込量と確保策	19
1 障がい福祉サービス	19
2 相談支援	31
3 障がい児支援	34
4 地域生活支援事業	39
5 障がい児支援のための計画的な基盤整備	57
6 国・県への要望事項	57

資料編	59
資料1 共に暮らすための新座市障がい者基本条例	60
資料2 障がい者数の推移	65
資料3 障がい者の生活や意識に関する調査の概要	68
資料4 策定体制	69
資料5 策定経過	71
資料6 諮問書	74
資料7 答申書	75

第 1 章

計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年に成立した障害者自立支援法に基づく計画として、平成24年2月に「第3期新座市障がい福祉計画」（以下、「第3期福祉計画」といいます。）を策定し、障がい福祉サービスに関する見込量とその確保策を定めるとともに、障がい者^{*}の地域生活移行を進めるため、地域自立支援協議会を初めとする相談支援体制の整備を図るとともに、円滑な就労や共に学び育つ地域づくりに向けた取組を行ってきました。

「障害者自立支援法」は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」といいます。）に改正されるとともに、平成23年8月に「障害者基本法」、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者の法定雇用率の改正、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など、障がい者の権利擁護や就労支援をめぐる法制度の充実・強化が図られました。

本市においても障がい者の人権の尊重や就労支援、地域生活の移行・継続が可能となるよう、障がい者一人ひとりのニーズに合わせた施策や制度の充実・強化が求められている状況を勘案し、平成26年4月に「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を改正しました。

「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に基づきつつ、第3期福祉計画の到達点を踏まえ、障がい者施策の総合的な展開のための指針及び具体的な見込量等を明らかにするため、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会の実現」を基本目標に掲げ、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握するためニーズ調査を実施しました。

その結果を踏まえた上で、障がい福祉サービス等の見込み量とその確保策を明らかにするため、この「第4期新座市障がい福祉計画」を策定するものです。

^{*} 障害者総合支援法では18歳以上の障がいのある人を「障がい者」といい、18歳未満の人は「障がい児」として区分し、障がい者と障がい児を総称して「障がい者等」と呼称しています。しかしながら、この計画では、年齢による区分を極力避ける観点から、障害者総合支援法の「障がい者」及び「障がい児」を総称して「障がい者」と呼んでいます。ただし、「第2章 障がい福祉サービスの目標量」では、障がい福祉サービス等の利用対象者を明確にするため、障害者総合支援法に基づき、「障がい者」は18歳以上の人、18歳未満の場合は「障がい児」として区分して用いています。

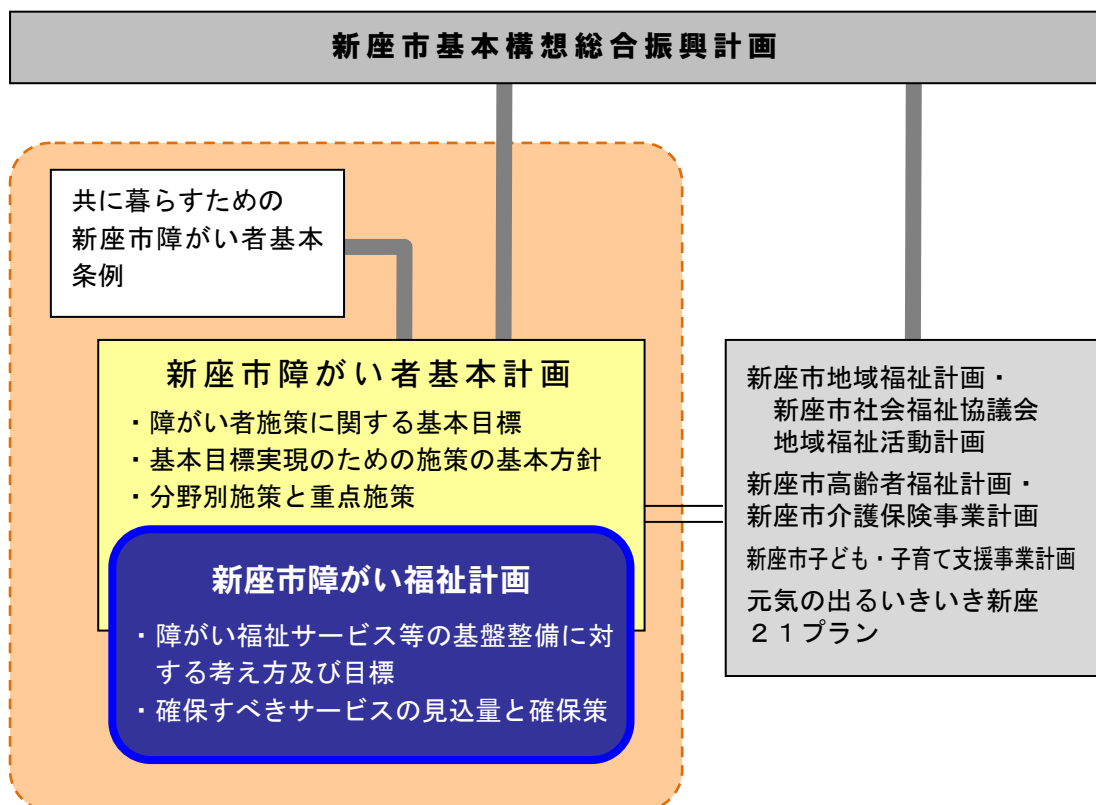
2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障がい福祉計画として策定します。

また、この計画は、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の理念の実現を目指す「第4次新座市障がい者基本計画」のうち、障がい福祉サービス等の基盤及び支援体制の強化の位置づけを有しています。

本市の関連計画として「新座市基本構想総合振興計画」、「新座市地域福祉計画」、「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画」、「新座市子ども・子育て支援事業計画」及び「元気の出るいきいき新座21プラン」等と整合性をもったものとします。

図 計画の位置付け



3 計画の期間

この計画の期間を平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

また、この計画は、社会経済情勢の変化や関連制度・法令の改正、施策の動向等を踏まえ、必要に応じた見直しを行うこととします。

図 計画の期間

年度	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
計画の 期間	第4次新座市基本構想振興計画 前期基本計画 (H23~H27)			第4次新座市基本構想振興計画 後期基本計画 (H28~H32)				
	第4次障がい者基本計画 (H24~H28)				第5次障がい者基本計画 (H29~H33)			
	第3期障がい福祉計画 (H24~H26)			第4期障がい福祉計画 (H27~H29)		第5期障がい福祉計画 (H30~H32)		
	第2次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (H24~H28)					第3次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (H29~H33)		
	新座市高齢者福祉計画・新座市 介護保険事業計画 第5期計画 (H24~H26)		新座市高齢者福祉計画・新座市 介護保険事業計画 第6期計画 (H27~H29)		新座市高齢者福祉計画・新座市 介護保険事業計画 第7期計画 (H30~H32)			
	新座市次世代育成支援行動計画 後期計画 (H22~H26)		新座市子ども・子育て支援事業計画 (H27~H31)					
関連 計画	元気の出る いきいき新座21プラン (H17~H26)		第2次 元気の出るいきいき新座21プラン (H27~H36)					

4 計画の基本目標

本市は、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現」を目指します。

障がいのある人もない人も基本的人権を享有する個人として尊重され、その人らしい生活ができる社会を目指します。

どこで、誰と暮らすかについて自ら選択でき、社会の一員として様々な人と共に暮らしていくことができる社会を目指します。

また、全ての障がい者は手話を含む言語その他のコミュニケーションのための手段が確保され、情報の収集、利用の機会を拡大を図ります。

この目標の達成は、行政だけでなし得ることではなく、市民や各種団体、企業など地域を支える全ての人たちが力を合わせ取り組んでこそ、はじめて実現できるものだと考えます。

基本目標

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現

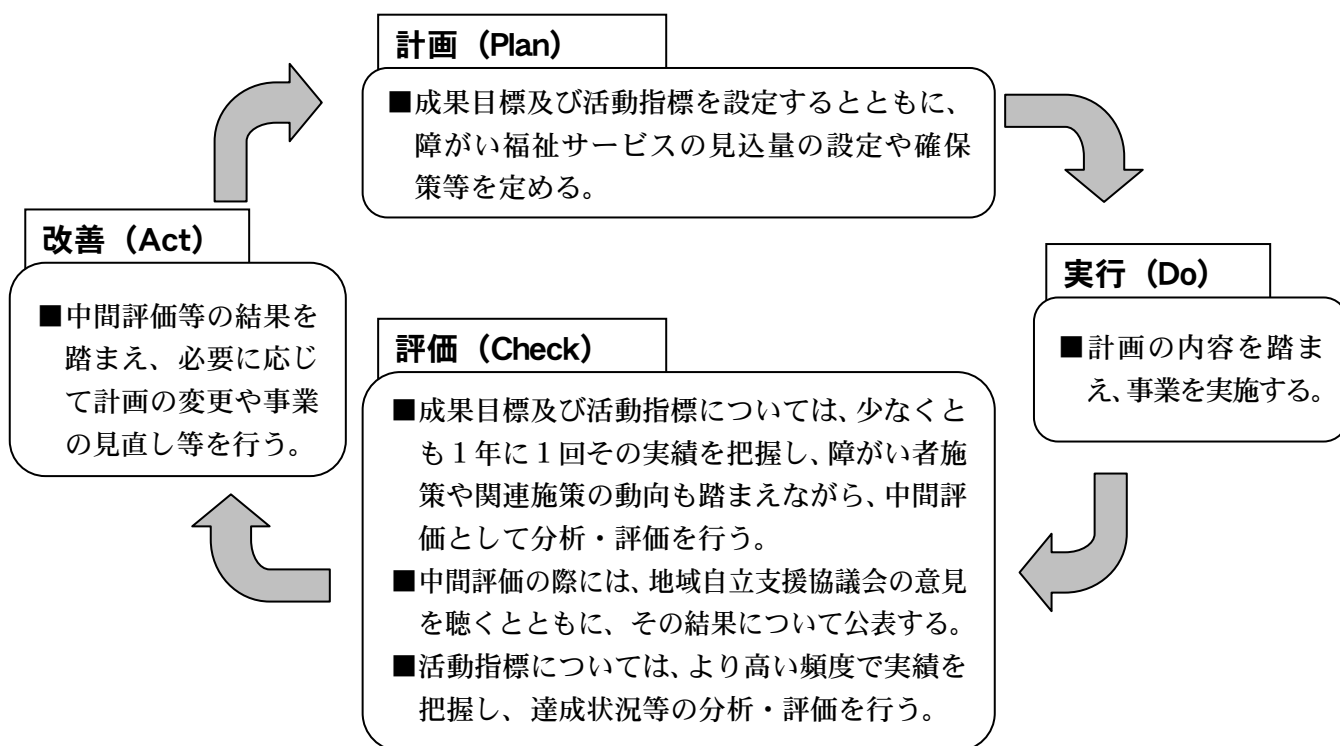
「第4次新座市障がい者基本計画」及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の柱となる基本理念を改めて基本目標としたものです。

5 計画の進行と推進体制(PDCA サイクル)

この計画では、基本目標を達成するために、計画の実施により達成すべき基本的な目標である成果目標（「第2章第1節 平成29年度に向けた数値目標」参照）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標である活動指標（「第2章第2節 サービスの見込量と確保策」参照）を掲げています。

これら成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や事業の見直しを行います。

また、中間評価の際には、新座市地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。



第2節 障がい福祉サービス提供に当たっての基本的考え方

1 計画の基本的視点

① 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者へのサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、国及び県との連携を図りながら、支援を行っていくとともに、引き続きその旨の周知を図ります。さらに難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

③ 地域生活の実現・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活の実現・継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、その他、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③ グループホーム等の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、地域生活の実現を目指します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における就労の場を拡大します。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者、とりわけ、重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、次の取組を重点的に進めることによって、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。

① 質の高いサービス等利用計画を作成する体制の整備

個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障がい福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければなりません。

このため、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を推進します。

② 基幹相談支援センターの整備

上記の取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを早急に整備します。

③ 地域移行支援・地域定着支援に係るサービス提供体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者支援施設等、児童福祉施設又は療養介護を行う病院等に入所又は入院している障がい者の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

また、障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

④ 地域自立支援協議会の機能の強化

各種相談支援の提供体制の確保を含む障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族、障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される地域自立支援協議会の機能を強化します。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）は、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しています。

そのため、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保と併せ、教育、保育等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がい福祉サービス等の区分

1 障がい福祉サービス

この計画では、自立支援給付のうち介護給付、訓練等給付及び相談支援給付を「障がい福祉サービス」と呼び、以下のようなサービスごとに分かれています。

区分	サービス名	参照ページ
訪問系サービス	居宅介護	19
	重度訪問介護	19
	同行援護	19
	行動援護	19
	重度障がい者等包括支援	19
日中活動系サービス	生活介護	21
	自立訓練（機能訓練）	22
	自立訓練（生活訓練）	23
	就労移行支援	24
	就労継続支援A型（雇用型）	25
	就労継続支援B型（非雇用型）	26
	療養介護	27
短期入所	28	
共同生活援助、施設入所支援	共同生活援助	29
	施設入所支援	30
相談支援	計画相談支援	31
	地域移行支援	32
	地域定着支援	33

2 障がい児支援

障がい児支援は、「障がい児通所支援」、「障がい児入所支援」、「障がい児相談支援」の3つに分かれています。

区分	サービス名	参照ページ
障がい児通所支援	児童発達支援	34
	医療型児童発達支援	34
	放課後等デイサービス	35
	保育所等訪問支援	36
障がい児相談支援	障がい児相談支援	37
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	38
	医療型児童入所支援	38

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業で構成されています。

区分	事業名	参照ページ
必須事業	理解促進研修・啓発事業	39
	自発的活動支援事業	40
	相談支援事業	41
	成年後見制度利用支援事業	44
	成年後見制度法人後見支援事業	44
	意思疎通支援事業	45
	日常生活用具給付等事業	47
	手話奉仕員養成研修事業	48
	移動支援事業	49
	地域活動支援センター事業	50
任意事業	日中一時支援事業	52
	社会参加支援事業	53
	訪問入浴サービス事業	54
	更生訓練費給付事業	54
	自動車運転免許取得・改造助成事業	55
	巡回支援専門員整備	56

第2章

障がい福祉サービスの目標量

第1節 平成29年度に向けた数値目標(成果目標)

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

〔県〕 地域移行者数は国と同様12%とする。
障がい者施設入所者の削減数については、県内の入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がい^{*}や重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であるため、数値目標は設定しない。

※「強度行動障がい」激しい不安や興奮、混乱の中で、攻撃、自傷、多動、固執、不眠、拒食、強迫などの行動上の問題が強く頻繁に日常生活に出現し、現在の環境では著しく処遇困難になった状態と定義される。

【新座市の目標】

国及び県の目標数値に呼応し、平成25年度末時点の施設入所者数の12%(12人)を地域へ移行することとするが、現在の施設入所者個々の状況からは、地域生活が相当困難と考えられ、地域生活における支援体制の整備強化と併せ、移行可能な方から順次移行支援を行うものとします。

なお、障がい者施設入所者の削減については、県と同様な考え方に基づき、数値目標は設定しないものとします。

【目標値の設定】

平成29年度までの地域移行者数	
目標値	12人
平成25年度時点の施設入所者数94人×12%=11.28人	

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 以下の三つの着眼点ごとに目標を設定する。

【入院後3か月時点の退院率】

入院後3か月時点の退院率は平成29年度における目標を64%以上とする。

【入院後1年時点の退院率】

入院後1年時点の退院率は平成29年度における目標を91%以上とする。

【長期在院者の削減】

平成29年6月時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する。

〔県〕 埼玉県地域保健医療計画における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値である、1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。

「入院3か月時点の退院率」、「在院期間1年以上の長期在院者数」については設定しない。

【新座市の目標】

現段階では、精神科病院に入院している患者数の把握をすることができない為、数値目標の設定はしないものとします。

3 地域生活支援拠点の整備

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

〔県〕 「地域生活支援拠点」の役割や機能等が具体的に示されていないため、示され次第、県の考え方を設定する。

【新座市の目標】

県と同様、地域生活支援拠点の役割や機能等が具体的に示されていないので、今後示され次第、地域自立支援協議会等で協議し、在り方を検討していきます。

【参 考】

《地域生活支援拠点とは（現在の国の考え方）》

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うための構想です。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍とする。

当該目標値を設定するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。

〔県〕 平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを目標とする。

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定は国と同様とする。

【新座市の目標】

平成29年度中に、平成24年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上を増やすことを目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の1.6倍以上を増やすこととします。

また、市内の2か所の就労移行支援事業所の就労移行率を3割以上にすることを目標とします。

【目標値の設定】

平成29年度中の一般就労移行人数	
目標値	8人
平成24年度の一般就労への移行実績人数(6人)×1.3倍	
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	
目標値	20人
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数(12人)×1.6倍	
平成29年度の事業所の就労移行率3割以上の施設	
目標値	2か所
新座市内にある就労移行支援事業所「スワン工舎新座」「福祉工房さわらび」の2か所において、就労移行率3割以上を目指します。	

5 就労支援センター事業の充実

【事業の内容】

就労を希望する障がい者の相談に応じ、個々の状況に応じた就労支援を行う。障がい者雇用を考えている事業所に対し、支援の方法について助言、情報提供するとともに、障がい者の受入れ可能な事業所を開拓する。

【新座市の目標】

就労を希望する障がい者を対象とした就労支援、職場開拓、職場実習を実施するとともに、就労中の障がい者に対する巡回訪問等就労後の職場定着支援の強化を図ります。

また、企業に向けて障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、就労支援員により、一般企業への就労機会を拡大します。働く障がい者が増加する中、公共職業安定所等の各関連機関とも連携を図り、情報提供に努めるとともに就労支援体制の充実を図ります。

【目標値の設定】

区分	実績		目標値		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労支援センター登録者数 のうち就労している人数	111人	130人	135人	140人	145人
延べ職場実習人数	497人	607人	768人	768人	768人
企業実習者数	2人	2人	2人	2人	2人
企業に就労した人数	19人	20人	20人	20人	20人
就労企業数	新規	5社	5社	5社	5社
	累計	80社	85社	90社	95社
職場定着支援回数	367回	380回	400回	420回	440回

- ※ 職場実習は、就労に向けて市役所等の職場内において実習を行います。
- ※ 企業実習は、一般就労を目指して企業内において技術や就労のルール等を学習します。
- ※ 平成26年度は実績見込値です。
- ※ 職場定着支援は、就労した障がい者（企業）への巡回回数です。

【障がい者就業・生活支援センターについて】

新座市の就労支援センターの事業とは別に、障がい者就業・生活支援センターSWANが、埼玉県の事業として南西部を対象に就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っています。

第2節 サービスの見込量と確保策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の総称で、各サービスの内容は下表のとおりです。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供するサービス
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供するサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他の便宜を供与するサービス
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービス
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者のうち、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス

【利用者像】

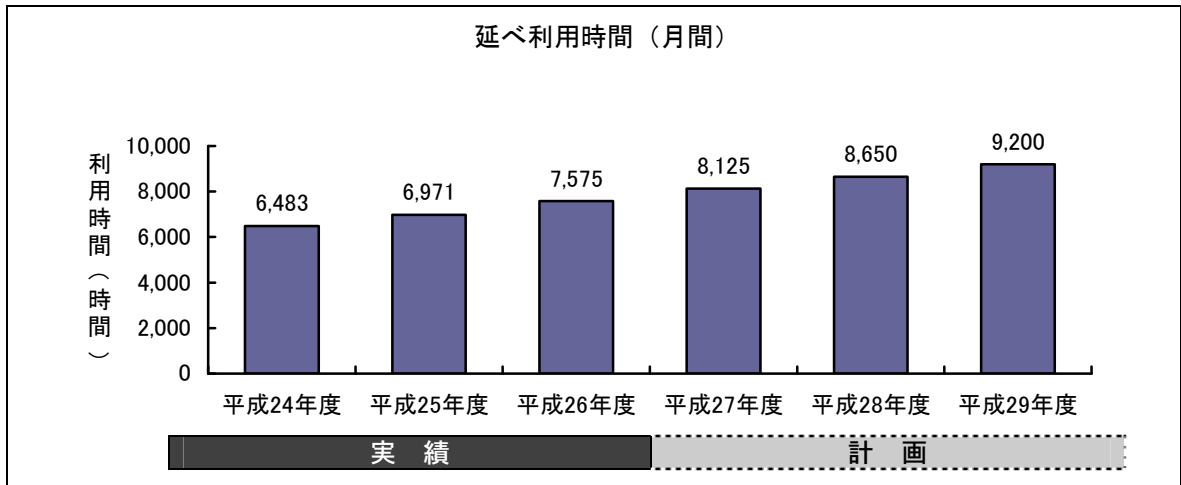
〔居宅介護〕
○ 障がい支援区分1以上の障がい者
〔重度訪問介護〕
○ 障がい支援区分4以上で、一定の基準を満たす重度の障がい者
〔同行援護〕
○ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し、一定の基準を満たす障がい者
〔行動援護〕
○ 障がい支援区分3以上であって、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者
〔重度障がい者等包括支援〕
○ 障がい支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢全てに麻痺がありねたきり状態にある障がい者

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、本市をサービス提供地域としている事業所は、さいたま市・川越市を除く埼玉県内（以下、「県内」という。）68事業所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

重度訪問介護の対象者が拡大されたことに伴い、サービス利用者の増加が見込まれます。新規の事業者の参入と併せ、特に不足している重度訪問介護については、届出はあるものの、実質サービス提供に至っていない事業所へのサービス実施を促します。



〔月間〕

区分	サービス名	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 （人/月）	居宅介護	306	350	398	269	285	302
	重度訪問介護				17	19	21
	同行援護				36	38	40
	行動援護				3	4	5
合計					325	346	368
利用時間 （時間/月）	居宅介護	7,364	8,410	9,542	4,714	5,018	5,337
	重度訪問介護				2,932	3,121	3,320
	同行援護				466	496	528
	行動援護				13	15	15
合計					8,125	8,650	9,200
区分		第3期計画期間（実績値）					
		24年度	25年度	26年度			
利用者数 （人/月）	居宅介護	224	229	254			
	重度訪問介護	14	13	14			
	同行援護	26	32	34			
	行動援護	1	1	1			
合計		265	275	303			
利用時間 （時間/月）	居宅介護	3,735	4,072	4,395			
	重度訪問介護	2,378	2,474	2,733			
	同行援護	357	416	435			
	行動援護	13	9	12			
合計		6,483	6,971	7,575			

※ 平成26年度は見込値

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【サービスの概要】

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間、障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用者像】

- 障がい支援区分3以上の障がい者（施設に入所する場合は区分4以上）
- 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上の障がい者（施設に入所する場合は区分3以上）

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は市内に2か所のほか、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」があり、県内では293か所となっています。

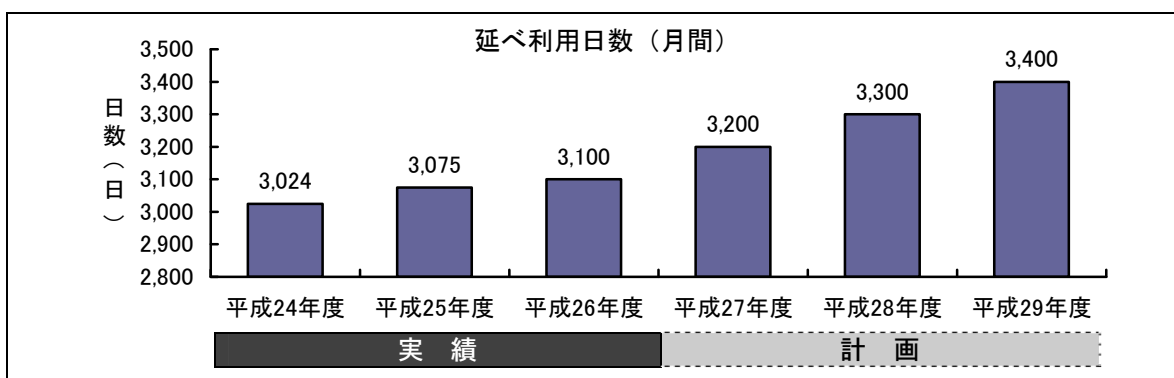
市内施設には、「けやきの家」があり、また、「こぶしの森」は、平成24年度から生活介護と就労継続支援B型の多機能型に移行しました。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

特別支援学校の卒業生の進路の選択肢の一つになっていることを含め、利用者の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、当面の間は、近隣・市外施設との連携を強化して確保に努めます。

第3期においては、実績値はほぼ計画どおりでしたが、利用者数の増加を踏まえ、第4期の計画値を見込みます。



[月間]

区 分	第3期計画期間 (計画値)			第4期計画期間 (計画値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人/月)	138	143	148	160	165	170
利用日数 (日/月)	3,031	3,141	3,251	3,200	3,300	3,400
区 分	第3期計画期間 (実績値)					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数 (人/月)	151	153	155			
利用日数 (日/月)	3,024	3,075	3,100			

※ 平成26年度は見込値

②自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復の支援が必要な身体障がい者又は難病患者
- 特別支援学校を卒業した者等、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復の支援が必要な身体障がい者又は難病患者

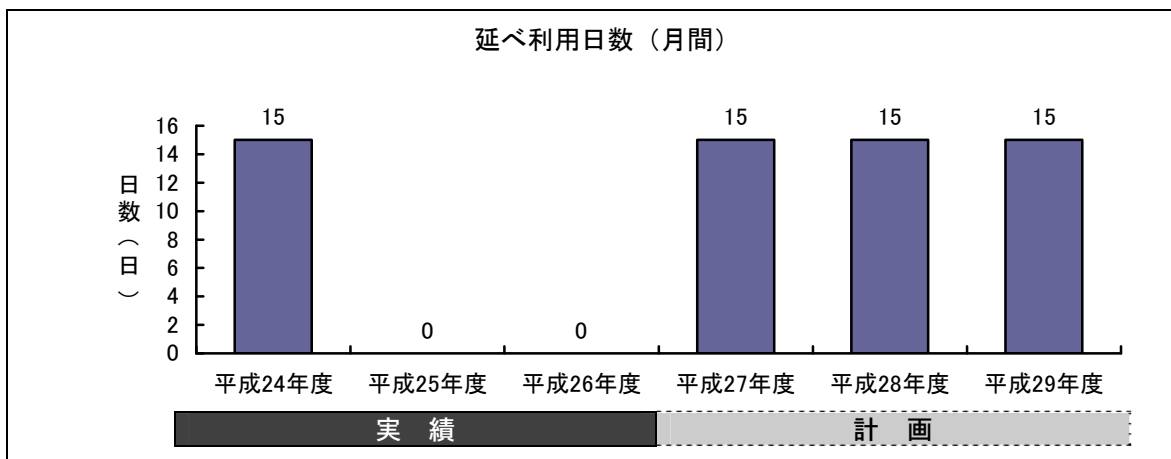
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め6か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることもあり、過去の利用実績は年間1人から2人に留まっています。

今後も周知を図り、円滑にサービスが提供されるよう入所施設や病院など各関係機関との連携を図っていきます。



[月間]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
利用日数（日/月）	15	15	15	15	15	15
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	2	0	0			
利用日数（日/月）	15	0	0			

※ 平成26年度は見込値

③自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

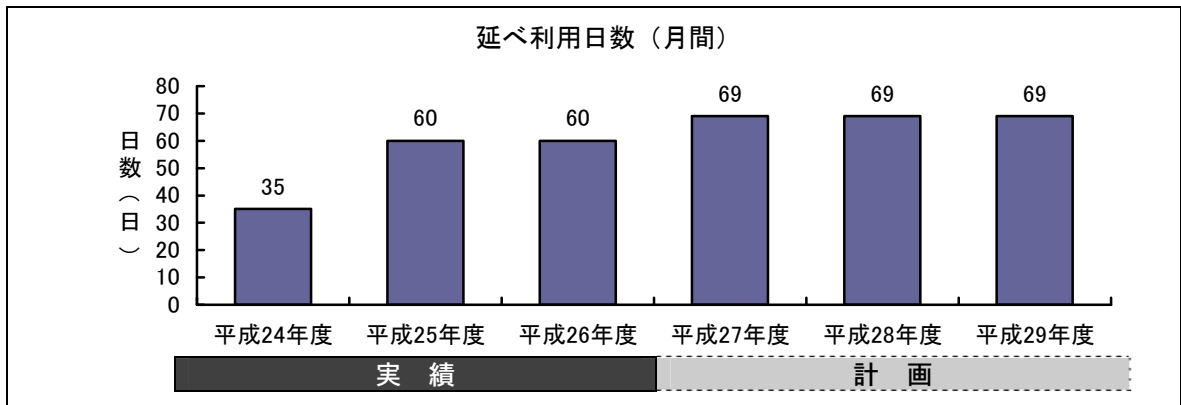
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め26か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

市内にこのサービスを提供する施設はないものの、入所施設や病院から地域生活への移行が促進されることから、このサービスの必要性は高まっていくものと考えられます。

しかしながら、第3期の利用実績から勘案すると、利用者が限定されていることもあり、今後も制度の周知を図り、円滑にサービスが提供されるよう入所施設や病院など各関係機関との連携を図っていきます。



[月間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	1	1	1	8	8	8
利用日数（日/月）	13	13	13	69	69	69
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	3	7	7			
利用日数（日/月）	35	60	60			

※平成26年度は見込値

④就労移行支援

【サービスの概要】

就労移行支援は、一般就労を希望し、適性に合った職場への就労が見込まれる障がい者に対し、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練及び資格取得を目的とする養成系の訓練を提供するサービスです。

【利用者像】

- 就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の免許を取得することにより、就労を希望する障がい者

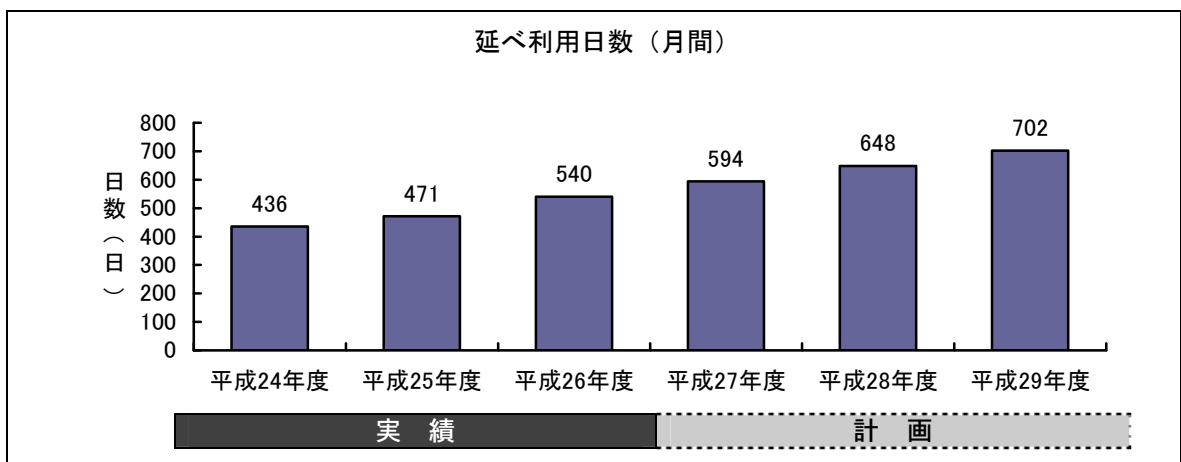
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は「スワン工舎新座」及び「福祉工房さわらび」の市内2か所、県内では訓練等の提供施設114か所及び養成施設は国立リハビリテーションセンターの1か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

第3期の実績値は、計画値を下回ったものの、今後は特別支援学校卒業生の利用等が見込まれることにより、増加していくものとして見込みます。

市内2か所の施設を始め、近隣の就労移行支援施設との連携を強化し、障がい者の希望に即した利用支援を行います。



[月間]

区分	第3期計画期間 (計画値)			第4期計画期間 (計画値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数 (人/月)	30	33	36	33	36	39
利用日数 (日/月)	600	660	720	594	648	702
区分	第3期計画期間 (実績値)					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数 (人/月)	25	28	30			
利用日数 (日/月)	436	471	540			

※平成26年度は見込値

⑤就労継続支援A型（雇用型）

【サービスの概要】

就労継続支援A型（雇用型）は、一般就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供をするとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。

【利用者像】

- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結びつかなかった障がい者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、企業等の雇用に結びつかなかった障がい者
- 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現在雇用関係がない障がい者

【サービス提供基盤の状況】

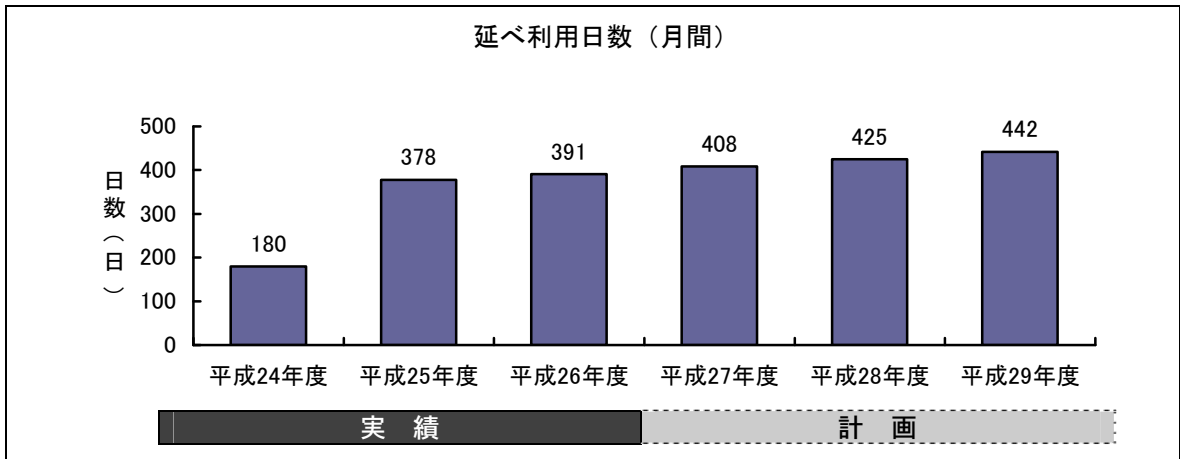
平成26年7月1日現在、サービスを実施している施設は、市内では「SAIFUKU」1か所、県内では36か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

第3期中は、計画値を上回る実績を確保しましたが、市内施設は1か所です。

就労継続支援A型事業所は、雇用型という特殊性から、新たな事業所の確保が困難な状況にあります。

利用希望者に対し、市外の施設利用を含め支援を行っていきます。



[月間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	10	11	12	24	25	26
利用日数（日/月）	150	165	180	408	425	442
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	11	22	23			
利用日数（日/月）	180	378	391			

※平成26年度は見込値

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

【サービスの概要】

就労継続支援B型（非雇用型）は、就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などに対し、通所により就労や生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用者像】

- 就労経験があるものの、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者
- 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された障がい者
- 上記に該当しない人のうち、50歳に達している障がい者又は障がい基礎年金1級受給者等

【サービス提供基盤の状況】

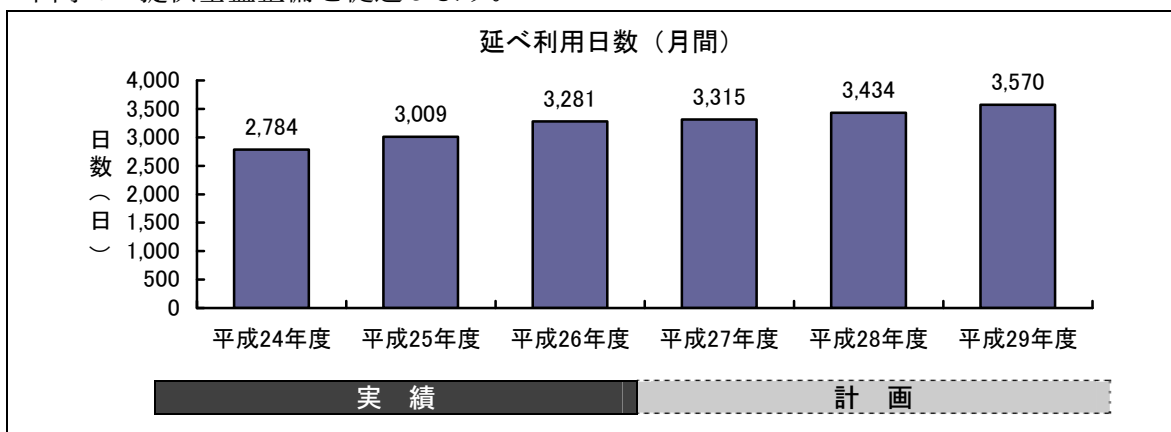
平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は市内5か所、県内では308か所です。

市内施設には、「福祉工房さわらび」、「アイズ」、「くるみの木」があり、また、平成24年度から「こぶしの森」、「シンフォニー」が就労継続支援B型（非雇用型）に移行しました。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

就労移行支援事業所からの移行者が多く、また、現在の利用者の高齢化等により、一般就労や他のサービスへの移行が困難な利用者が増加しています。

このため、改めて就労移行支援や他のサービスへの移行の支援を強化するとともに、市内での提供基盤整備を促進します。



〔月間〕

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	135	144	149	195	202	210
利用日数（日/月）	2,502	2,592	2,682	3,315	3,434	3,570
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	165	183	193			
利用日数（日/月）	2,784	3,009	3,281			

※平成26年度は見込値

⑦療養介護

【サービスの概要】

療養介護は、医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

【利用者像】

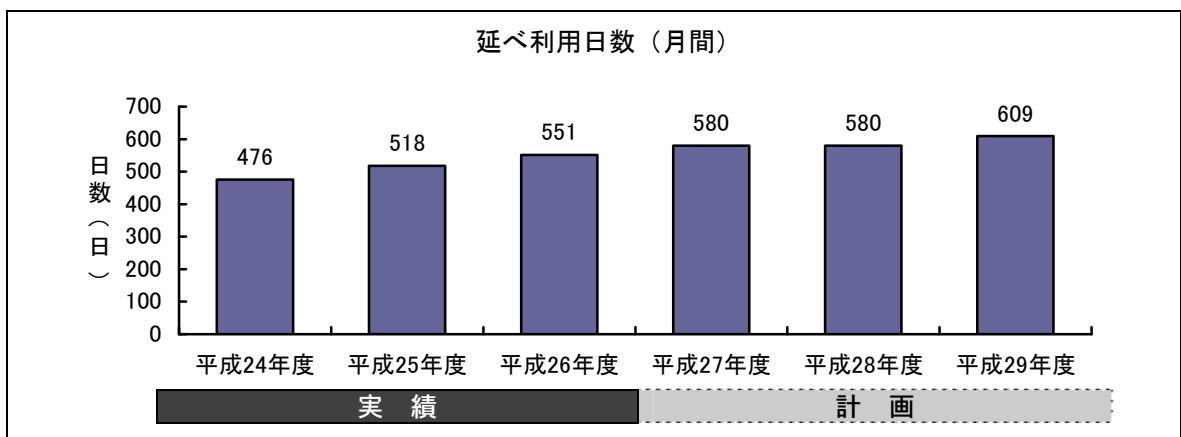
- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、障がい支援区分6の障がい者
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分5以上の障がい者

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でサービスを提供している施設（病院）はなく、県内では東埼玉病院を含め7か所となっています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることから、第3期計画値の水準を維持します。ただし、療養介護施設（病院）の定員に余裕がなく、今後の入所は困難な状況にあり、医療的ケアや常時介護が必要な在宅の障がい者が、家族の高齢化、障がいの重度化により入所を希望するケース等への対応が課題となっています。



〔月間〕

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	15	16	17	20	20	21
利用日数（日/月）	460	491	522	580	580	609
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	17	18	19			
利用日数（日/月）	476	518	551			

※ 平成26年度は見込値

⑧短期入所

【サービスの概要】

介護者の疾病その他の理由で、障がい者を障がい者支援施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事の介護等を提供するサービスです。

【利用者像】

○ 障がい支援区分1以上の障がい者

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でサービスを提供している施設はありませんが、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」のほか、近隣では朝霞市の「あさか向陽園」などの施設がサービスを提供しています。県内では113か所です。

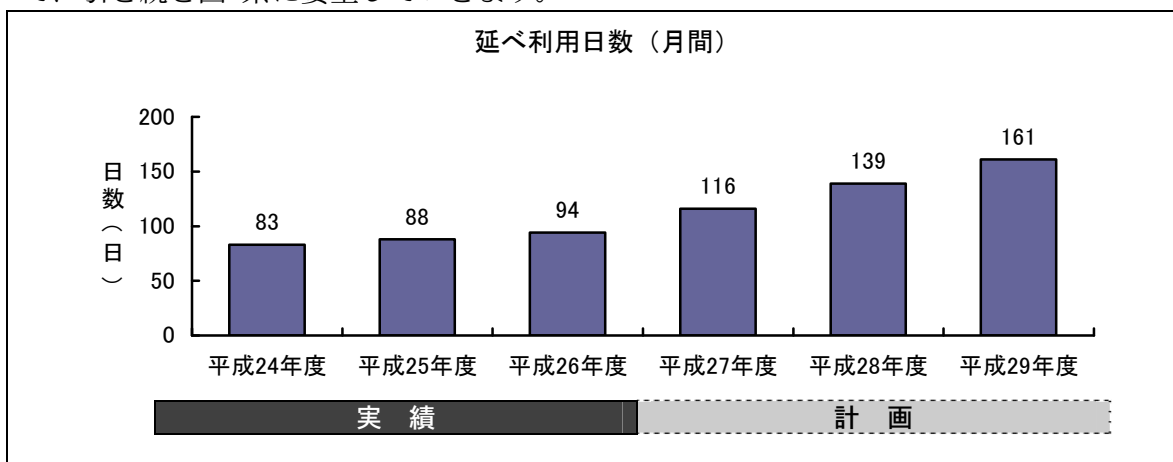
施設が少ないことなどから、需要に対して供給が著しく不足している状態です。

なお、朝霞地区4市の共同事業として、心身障害者児総合医療療育センター（東京都板橋区）に1ベッド確保し、一時預かりをする重度心身障がい児（者）短期入所事業を実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

短期入所の利用に関する相談の状況から、サービス提供量が不足していること、また利用可能施設が利用者の希望に合わない等のミスマッチから確実にサービスを提供できる状況にはありません。

しかしながら、今後も需要の増加が見込まれるため、サービス提供基盤の強化について、引き続き国・県に要望していきます。



[月間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	17	22	27	26	31	36
利用日数（日/月）	102	132	162	116	139	161
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	11	15	21			
利用日数（日/月）	83	88	94			

※ 平成26年度は見込値

(3) 共同生活援助・施設入所支援

①共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム）とは、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行うサービスです。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正に伴い、平成26年4月1日から、従来提供されてきた共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【利用者像】

○ 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする者

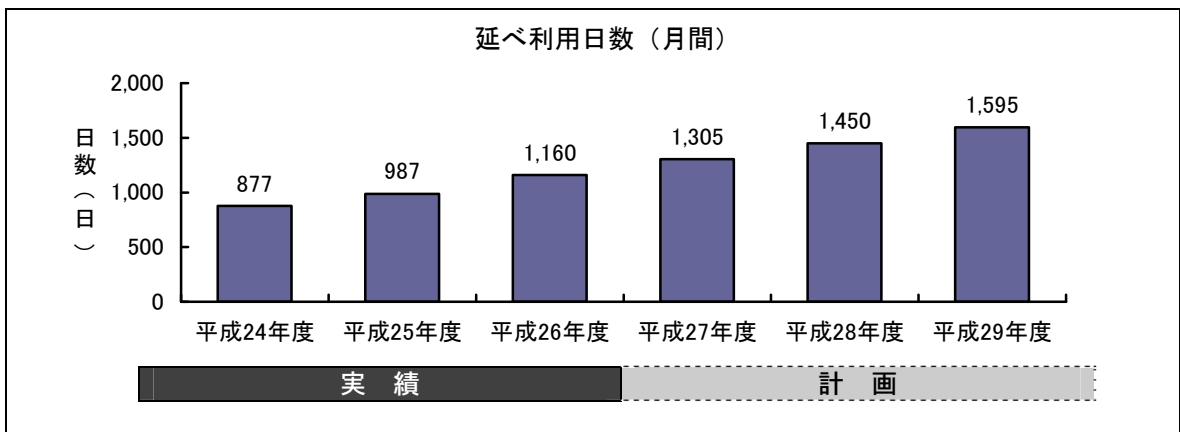
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービスを提供している施設は市内に「北斗寮」、「新座ホーム」及び「にいぎの智」の3か所、県内では、445か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

施設・医療機関からの地域移行、あるいは家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

このことを踏まえ、市内におけるサービス提供基盤の強化に努めます。



[月間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	37	47	63	45	50	55
利用日数（日/月）	999	1,269	1,701	1,305	1,450	1,595
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	31	35	40			
利用日数（日/月）	877	987	1,160			

※平成26年度は見込値

2 相談支援

①計画相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。さらに一定期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行います。

【利用者像】

○ 障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者

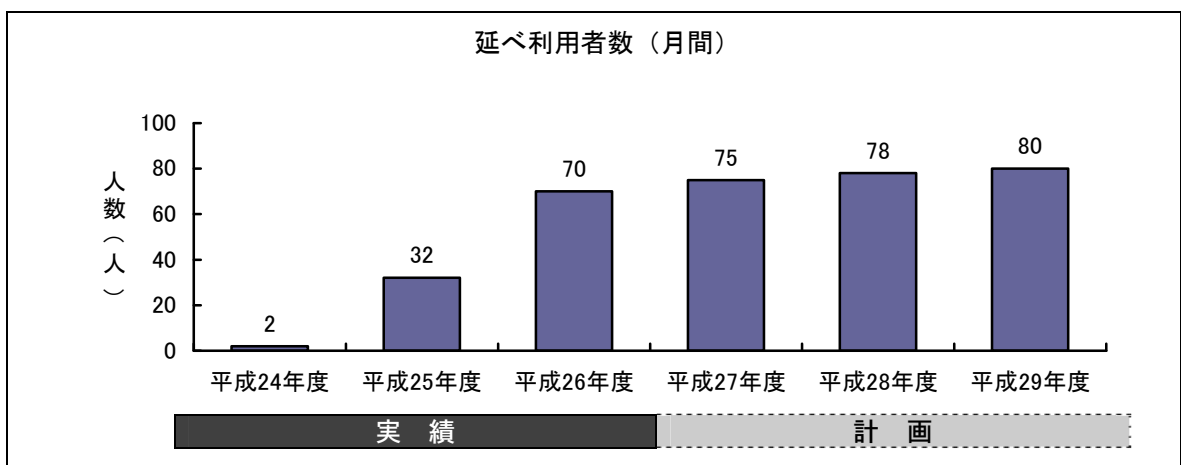
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は9か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

指定特定相談支援事業所の更なる指定、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを早急に整備するなど、相談支援体制の強化を図ります。

なお、平成27年当初には新たに6か所の相談支援事業所の開設が予定されています。



[月間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	41	204	241	75	78	80
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	2	32	70			

※ 平成26年度は見込値

※ 平成25年度及び平成26年度は、障害者総合支援法の改正に伴い、多数の計画値を見込んだが、実際には、経過規定があったこと等から、実績値はこれを下回った。

②地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、地域の受入条件が整えば退所（退院）が可能な障がい者に対し、保健所、病院、サービス事業者等関係機関との連携により、住居の確保を始め、退所（退院）後の生活を支えるための体制を整備し、地域生活に円滑に移行できるよう支援するサービスです。

【利用者像】

○ 障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者

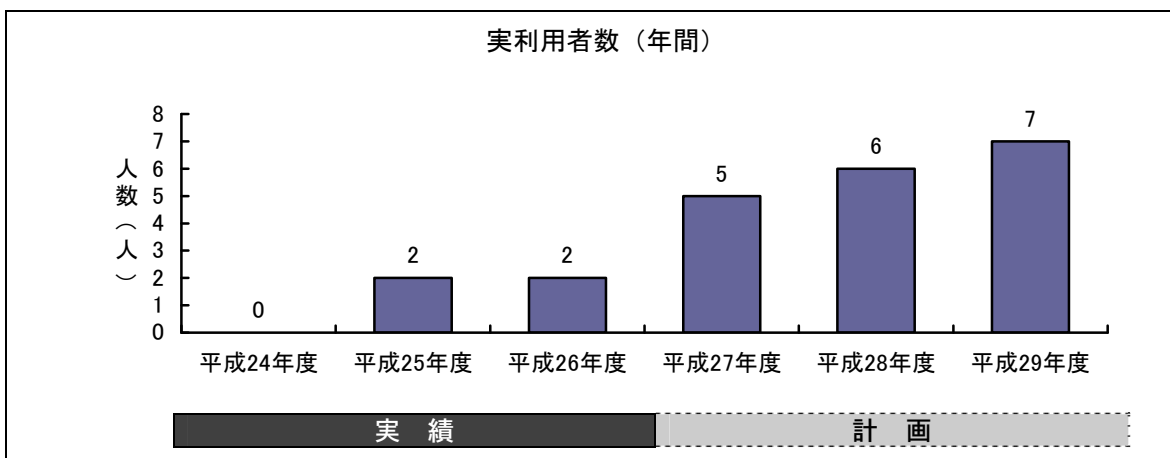
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でサービスを提供している施設は「にいざ生活支援センター相談支援室」の1か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

福祉施設入所者の地域生活移行者数については、国及び県の基本方針により、平成25年度末時点の施設入所者数の12%（12人）を地域生活移行者数の見込量としました。

今後は、一般相談支援事業者、病院その他の関係機関と連携し、対象者が円滑に地域生活に移行できるよう支援に努めます。



[年間]

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/年）	10	14	18	5	6	7
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/年）	0	2	2			

※ 平成26年度は見込値

③地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、ひとり暮らしをしている障がい者や家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じる緊急の事態等に夜間も含む連絡、相談等の支援を行うサービスです。

【利用者像】

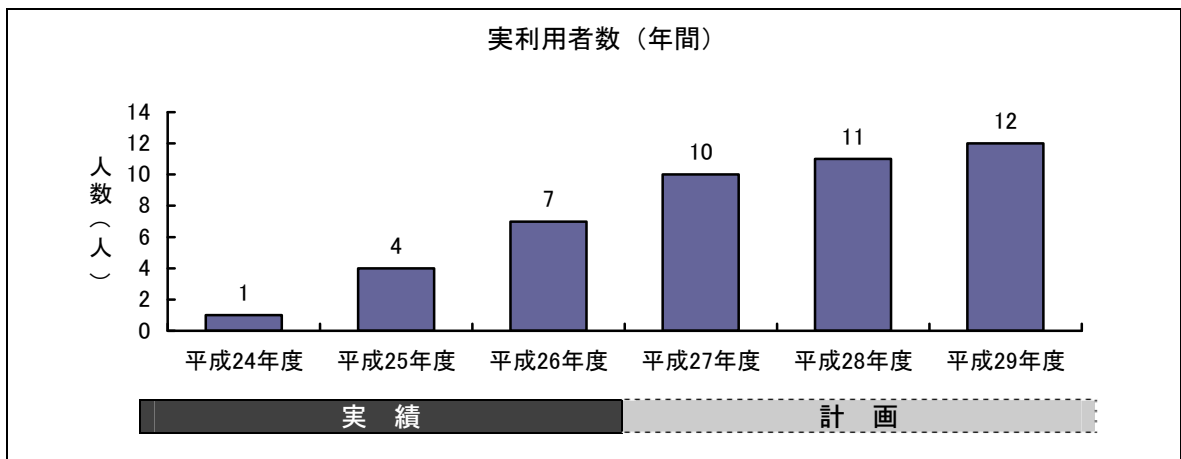
- ひとり暮らしをしている障がい者
- 家族の状況等により、同居している家族の支援を受けられない障がい者

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でサービスを提供している施設は「にいざ生活支援センター相談支援室」の1か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後は、制度の周知を図り、地域移行支援の利用者を含め、制度の利用を促進していきます。



〔年間〕

区分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/年）	6	8	10	10	11	12
区分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/年）	1	4	7			

※ 平成26年度は見込値

3 障がい児支援

①児童発達支援及び医療型児童発達支援

【サービスの概要】

[児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

[医療型児童発達支援]

児童発達支援及び治療を行うサービスです。

【利用者像】

[児童発達支援]

○ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

[医療型児童発達支援]

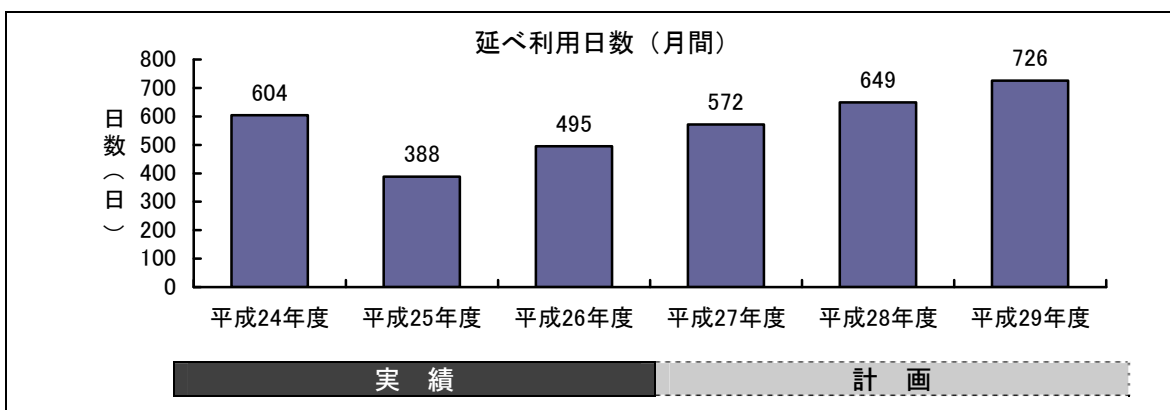
○ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内で児童発達支援のサービスを提供している事業所は「わかば学園」、「みどり学園」、「児童デイサービスどれみ」の3か所、市民が利用している市外事業所は5か所です。医療型児童発達支援のサービスを提供している事業所は県内にはありません。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後とも障がい児とその家族のサービス需要の増加が見込まれるため、サービスを円滑に提供できるよう基盤の整備を図ります。



〔月間〕

区分	実績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	32	34	45	52	59	66
利用日数（日/月）	604	388	495	572	649	726

※ 平成26年度は見込値

②放課後等デイサービス

【サービスの概要】

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児に、放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【利用者像】

- 学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

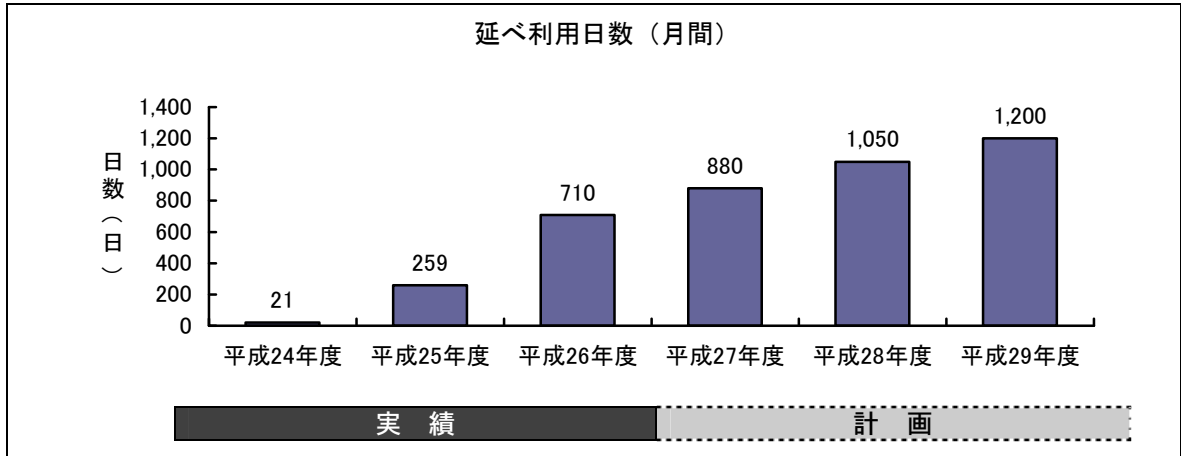
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でのサービス提供事業所は、「放課後等デイサービスかぼか」、「よつみ」、「児童デイサービスどれみ」の3か所です。また、市民が利用する市外の事業所は11か所です。県内では174か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

平成24年度からの新規事業であり、事業所の整備の拡大に伴い、利用者数は急増しています。

今後も引き続き需要の増加が見込まれることから、サービスを円滑に提供できるよう、基盤の強化に努めます。



〔月間〕

区 分	実 績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	2	26	71	88	105	120
利用日数（日/月）	21	259	710	880	1,050	1,200

※ 平成26年度は見込値

③保育所等訪問支援

【サービスの概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。

【利用者像】

- 保育所や幼稚園、小、中、高等学校、特別支援学級、特別支援学校等、集団生活を営む施設に通う児童

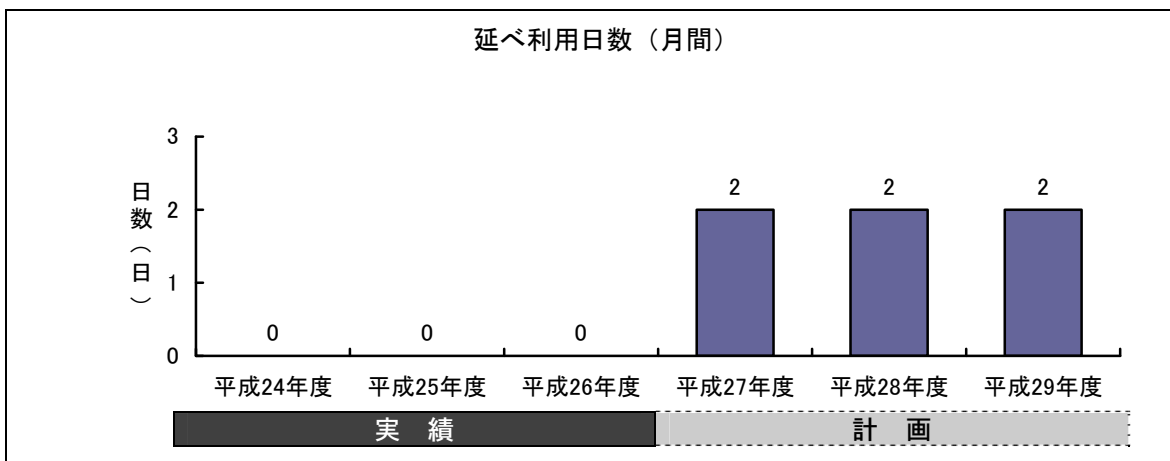
【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内でのサービス提供事業所は、「児童デイサービスどれみ」の1か所です。県内では10か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

保育所等訪問支援については、平成24年度からの新規事業で提供体制がなく、第3期中の実績はありませんでした。

しかしながら、このサービスを必要とする児童と保護者が潜在的にいることが見込まれるため、今後制度の周知を含め、需要の喚起を図るとともに、提供体制の整備に努めます。



[月間]

区分	実績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	0	0	0	2	2	2
利用日数（日/月）	0	0	0	2	2	2

※ 平成26年度は見込値

④障がい児相談支援

【サービスの概要】

障がい児相談支援は、障がい児通所支援（児童発達支援等）を利用するための障がい児支援利用計画を作成し、障がい児支援施設との連絡・調整を行うサービスです。

さらに一定期間ごとに、サービス等利用計画の見直しを行います。

【利用者像】

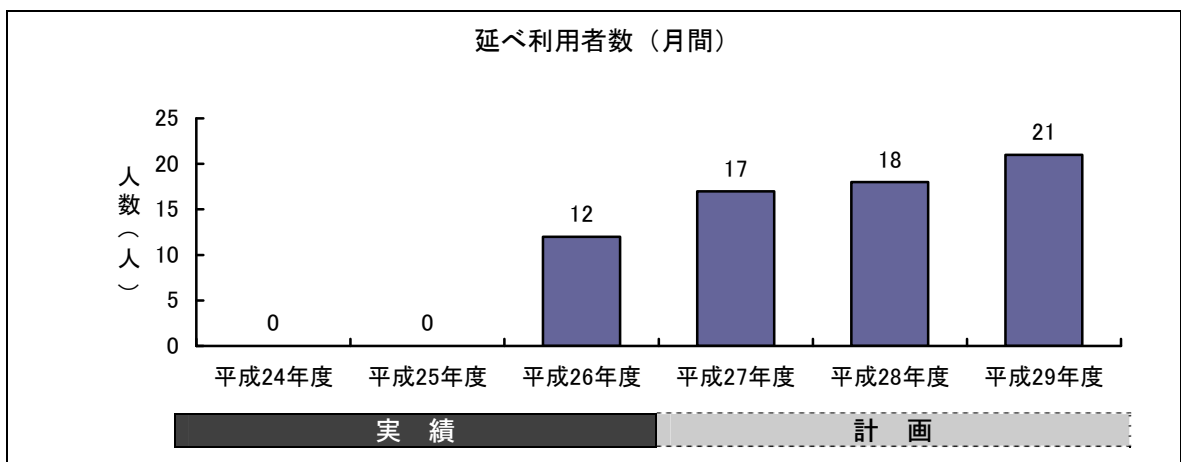
- 障がい児通所支援を利用する全ての障がい児

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、サービス提供ができる事業所は「ぼけっと」、「相談支援事業所あおぞら」、「指定障がい児相談支援事業所あい」、「ケアプランえん」及び「新座市社会福祉協議会」の市内5か所です。県内では129か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

障がい児のサービス利用者は今後増加すると考えられますが、障がい児相談支援を実施する事業所が少ないため、新規の指定特定相談支援事業所の整備を促進し、地域における相談支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターを設置するなど、相談支援体制の強化を図ります。



〔月間〕

区分	実績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	0	0	12	17	18	21

※ 平成26年度は見込値

⑤障がい児入所支援

【サービスの概要】

「福祉型児童入所支援」は、施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うサービスです。

「医療型児童入所支援」は、施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行うサービスです。

【利用者像】

○ 身体、知的又は精神に障がいのある児童

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、障がい児入所支援を実施できる施設は、市内にはありません。県内では、福祉型が6施設、医療型が7施設及び指定医療機関1施設の計14施設です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

入所支援については、広域に展開すべき施策であり、基盤整備については、引き続き県に要望していきます。

4 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

地域の住民に対して、障がい者及び障がい児に対する理解を深めるために、市が実施する研修・啓発事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者就労支援センターにおいて、障がい者を含めた市民向け就労支援セミナーを定期的に行っています。

また、成年後見制度の周知・啓発のために成年後見制度講演会を2年に1度開催しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

セミナーや講演会を実施していくとともに、平成26年4月に改正した「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の基本理念等を、市民の方々に浸透させていくため、出前講座の実施やパンフレットを作成する等、理解・啓発の促進を図ります。

区 分	実 績			第4期計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

【事業の内容】

障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課において、各障がい者団体が公民館等で講演会などを実施する際、会場の確保のために連絡調整等を行って支援しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後も各障がい者団体が公民館等で講演会などを実施する際、会場の確保のために連絡調整、名義後援等を行って支援します。

また、各障がい者団体等が行う地域福祉活動の、効果的な支援の方法について検討していきます。

区 分	実 績			第4期計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

①障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者相談支援事業は、障がい者の様々な相談に応じて、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障がい者同士によるピアカウンセリングや障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、「ほけっと」、「にいざ生活支援センター」及び障がい者福祉課の3か所で実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

相談支援事業所数については、第3期の計画値を達成しました。

しかしながら、現在の相談支援事業はそれぞれの障がいに特化している状況も伺えます。今後、地域への対応を含めた相談支援事業の在り方について、重複障がいに対する対応も含め研究・検討していきます。

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
事業所数（か所）	1	2	3	3	3	3
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
事業所数（か所）	1	2	3			

※ 平成26年度は見込値

②基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業の内容】

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。

さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。

【サービス提供基盤の状況】

基幹相談支援センターの設置及びセンター等機能強化事業の実施については、現在、未実施です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

基幹相談支援センターの設置及びセンター等機能強化事業の実施については、障がい者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の整備が進むことから、相談支援の中核的な役割を担う機関として必要です。

なお、設置の在り方については、平成29年度開設に向け、結論を得ます。

区 分	第3期計画期間（計画）			第4期計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	検討	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施				検討	検討	実施
区 分	第3期計画期間（実績）					
	24年度	25年度	26年度			
基幹相談支援センターの設置	未実施	未実施	未実施			
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	未実施	未実施	未実施			

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【事業の内容】

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を24時間体制で行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課と生活福祉課が個々に相談に応じ支援を行っています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

現在は、市の障がい者福祉課や生活福祉課が個々の相談に応じて対応していますが、今後、相談の増加状況に応じて事業の適切な委託を検討します。

区 分	第3期計画期間（計画）			第4期計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅入居等支援事業の実施	検討	検討	検討	検討	検討	検討
区 分	第3期計画期間（実績）					
	24年度	25年度	26年度			
住宅入居等支援事業の実施	未実施	未実施	未実施			

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度による支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、制度の利用を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課と長寿支援課で相談支援及び市長申立てによる支援を行っています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

成年後見制度の利用者については増加することが見込まれますが、制度そのものの認知度が低いことがうかがえ、制度の周知が重要となります。

市長の申立てによる早急な支援が必要な障がい者については、現在までの支援により概ね利用を開始しており、第4期の計画値は、平成26年度の水準を維持するものとしてます。

また、国が市長の申立てによらず「助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者」を対象としていることから、今後、対象者の拡大について、調査・研究してまいります。

[年間]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数（人）	2	2	2	3	3	3
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
実利用者数（人）	2	0	3			

※ 平成26年度は見込値

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、新座市シルバー人材センターが成年後見制度法人後見を実施していますが、本市としての具体的な支援については、未実施です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後、新座市シルバー人材センターと情報交換等を行い、効果的な支援方法について検討していきます。

区 分	実 績			第4期計画期間		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業から名称変更）**【事業の内容】**

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児に、障がい者及び障がい児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話通訳者派遣事業については、市直営の手話通訳者派遣センターから市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者の派遣、並びに埼玉聴覚障害者情報センターに派遣の委託を実施しています。

要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センター及び要約筆記奉仕員派遣事業所「あすか」等に派遣依頼をしています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

手話通訳者派遣事業利用者は、年々増加していることがうかがえることから、今後も市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者を育成し、手話通訳者派遣センターの安定的な運営により、引き続きサービスを確保していきます。

また、視覚障がい者への意思疎通支援の在り方については今後研究していきます。

〔月間〕

区 分		第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数（人）	2	2	2	12	13	14
	延べ利用件数（件）	16	17	18	37	46	57
	延べ派遣人数（人）	21	22	24	51	51	61
	実施箇所数（か所）	1	1	1	2	2	2
要約筆記者 派遣事業	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
	延べ利用件数（件）	3	4	4	7	8	9
	延べ派遣人数（人）	5	6	7	11	12	13
	実施箇所数（か所）	2	2	1	3	3	3
手話通訳者 設置事業	設置箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1
要約筆記者 設置事業	設置箇所数（か所）	0	0	1	1	1	1

第2章 障がい福祉サービスの目標量

区 分		第3期計画期間（実績値）		
		24年度	25年度	26年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数（人）	9	10	11
	延べ利用件数（件）	19	24	30
	延べ派遣人数（人）	25	30	36
	実施箇所数（か所）	2	2	2
要約筆記者 派遣事業	実利用者数（人）	1	1	1
	延べ利用件数（件）	3	5	8
	延べ派遣人数（人）	6	7	3
	実施箇所数（か所）	2	3	1
手話通訳者 設置事業	設置箇所数（か所）	1	1	1
要約筆記者 設置事業	設置箇所数（か所）	1	1	1

※ 平成26年度は見込値

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。介護・訓練支援用具（ベッド等）、自立生活支援用具（T字つえ等）、在宅療養等支援用具（透析液加温器等）、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器等）、排泄管理支援用具（ストマ等）、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などがあります。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

排泄管理支援用具の見込量については、今後も増加が見込まれます。

その他の支援用具については、過去の実績から年度によって大きく変動していることがうかがえ、計画値として見込むことが困難なため、第4期中の計画値は第3期中の実績値とします。

障がい者手帳の等級や障がいの状態による支給制限があるものの、日常生活用具の必要性の高い障がい者に対し、制度の周知を行い、サービス利用の促進に努めます。

〔年間件数、単位：件〕

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	14	14	14	7	7	7
自立生活支援用具	27	27	27	30	30	30
在宅療養等支援用具	18	18	18	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	37	37	37	25	25	25
排泄管理支援用具	1,417	1,502	1,592	1,534	1,627	1,725
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	3	3	3	4	4	4
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
介護・訓練支援用具	6	8	7			
自立生活支援用具	37	22	30			
在宅療養等支援用具	12	6	9			
情報・意思疎通支援用具	21	29	25			
排泄管理支援用具	1,293	1,365	1,447			
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	3	4	4			

※ 平成26年度は見込値

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話奉仕員養成研修として、入門講座及び基礎講座を福祉の里で実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後も手話奉仕員養成研修について、開催の周知をさらに図るとともに、受講者の増加に努めます。

【手話奉仕員養成研修】

[年間]

区 分	実 績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入門講座修了人数 (人)	15	16	13	25	25	25
基礎講座修了人数 (人)	12	16	13	25	25	25

※ 平成26年度は見込値

【参考】

手話奉仕員養成研修を修了した方で、手話通訳者として活躍を希望する方を対象に、福祉の里で「中級講座」、市直営の手話通訳者派遣センターで「手話通訳者養成講座」を実施しています。

[年間]

区 分	実 績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中級講座修了人数 (人)	16	14	14	25	25	25
手話通訳者養成 講座修了人数(人)	9	10	15	15	15	15

※福祉の里で実施している中級講座の修了で手話通訳者になれるわけではありません。

(9) 移動支援事業**【事業の内容】**

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市に登録しているサービス提供事業所は54か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

サービス提供の基盤整備が大幅に進んだことから、第3期の実績値は計画値を大幅に上回りました。引き続き、自立生活及び社会参加を進めるため、制度の周知をはじめ、利用の促進に努めます。

〔月間〕

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	10	10	11	109	121	135
利用時間（時間/月）	962	1,002	1,043	1,226	1,276	1,328
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	79	88	98			
利用時間（時間/月）	1,087	1,132	1,178			

※ 平成26年度の数値は見込値

※ 第3期計画期間（計画値）の利用者数は、県の指示により年度内の実利用者数／12か月

※ 第4期計画期間（計画値）の利用者数及び第3期計画期間（実績値）の利用者数は、年度内の1月当たりの平均実利用者数

(10) 地域活動支援センター事業

【事業の内容】

地域活動支援センターは、地域の実情に応じ、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進し、便宜を供与する事業です。事業には、この基礎的事業と地域活動支援センターの機能を充実強化する機能強化事業があります。機能強化事業には、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の類型が設けられています。

表 地域活動支援センターの類型

区 分	内 容	定員
Ⅰ型	相談や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、ボランティア育成、普及活動等を行う事業	1日当たりおおむね20人以上
Ⅱ型	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業	1日当たりおおむね15人以上
Ⅲ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）を運営する事業	1日当たりおおむね10人以上

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内で事業を実施しているのは、市直営の「新座市障がい者地域活動支援センター（Ⅱ型）」（福祉の里）、「にいざ生活支援センター（Ⅰ型）」、「福祉工房楓（Ⅲ型）」、「ふらっと（Ⅱ型）」の4か所です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

第3期基盤整備目標数は達成したものの、利用者の実績値が計画値を下回っているため、地域活動支援センターの活動のさらなる充実を含め、それぞれの地域での利用促進に努めます。

なお、新座市障がい者地域活動支援センター（福祉の里）については、老人のサービスも兼ねている特殊性もあることから、地域活動支援センターとしての機能に特化できない状況があり、今後、地域活動支援センターとしての役割について検討していきます。

〔月間〕

区 分			第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市 内	I 型	実施箇所数（か所）	0	1	1	1	1	1
		実利用者数（人）	0	20	20	20	20	20
	II 型	実施箇所数（か所）	3	2	2	2	2	2
		実利用者数（人）	59	39	39	30	30	30
	III 型	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1
		実利用者数（人）	19	19	19	10	10	11
	計	実施箇所数（か所）	4	4	4	4	4	4
実利用者数（人）		78	78	78	60	60	61	
市外	実施箇所数（か所）		1	1	1	2	2	2
	実利用者数（人）		3	3	3	4	4	4
	関連する市町村		和光市	和光市	和光市	和光市 朝霞市	和光市 朝霞市	和光市 朝霞市
区 分			第3期計画期間（実績値）					
			24年度	25年度	26年度			
市 内	I 型	実施箇所数（か所）	0	1	1			
		実利用者数（人）	0	16	17			
	II 型	実施箇所数（か所）	3	2	2			
		実利用者数（人）	39	18	19			
	III 型	実施箇所数（か所）	1	1	1			
		実利用者数（人）	10	8	9			
	計	実施箇所数（か所）	4	4	4			
実利用者数（人）		49	42	45				
市外	実施箇所数（か所）		1	2	2			
	実利用者数（人）		4	4	4			
	関連する市町村		和光市	和光市 朝霞市	和光市 朝霞市			

(11) その他事業

①日中一時支援事業

【事業の内容】

障がい者及び障がい児の家族の一時的な休息等を目的として、障がい者及び障がい児の日中活動の場を提供し、見守りや送迎その他のサービスを提供する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」を含む10事業所に委託して実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

事業の委託施設は増えつつありますが、市内にはこの事業を行う施設がなく、比較的遠方の施設が多いため、障がい者等が利用しやすい環境作りが課題となっています。

[年間]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/年）	6	6	7	7	7	7
利用日数（日/年）	244	78	91	115	115	115
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/年）	7	7	7			
利用日数（日/年）	124	106	115			

※ 平成26年度の数値は見込値

②社会参加支援事業

【事業の内容】

芸術・文化講座、スポーツ・レクリエーション教室、奉仕員（点訳・朗読）養成研修事業等の開催を通じ、障がい者の社会参加を促進する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

福祉の里事業として、実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

事業の計画・実施に当たっては、創意工夫による参加者のニーズに見合った魅力ある講座等の実施と事業参加の周知に努めるとともに、市内で活動する団体等の協力も得ながら推進します。

[年間実利用者数、単位：人]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
文化芸術活動振興	180	180	180	100	100	100
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	57	57	57	60	60	60
奉仕員養成研修事業	125	125	125	10	10	10
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
文化芸術活動振興	103	80	85			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	55	36	40			
奉仕員養成研修事業	81	3	4			

※ 平成26年度の数値は見込値

※ 平成25年度から奉仕員養成研修事業は手話奉仕員の研修が別事業となり、点訳と朗読のみが対象となったため、人数が減少しています。（要約筆記が対象外となりました。）

③訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。

【サービス提供基盤の状況】

平成26年7月1日現在、市内事業所1か所、市外事業所1か所の計2事業所に委託して実施しています。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

現時点では、需要に対するサービス提供基盤が一定程度整備されていると考えます。今後も、制度の周知を図るとともに、利用希望者のニーズに応じたサービス提供基盤の整備を図ります。 [月間]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/月）	12	13	14	6	6	6
利用件数（件/月）	51	55	60	25	25	25
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/月）	6	6	6			
利用件数（件/月）	23	23	25			

※ 平成26年度の数値は見込値

④更生訓練費給付事業

【事業の内容】

就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対し、訓練を効果的に受けるために必要な経費等を給付する事業です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

就労移行支援の利用者の増加により、更生訓練費の受給者数は増加傾向にあります。しかしながら、利用期間がそれぞれ異なるため、年間を通しての見込みが難しいことから、平成25年度実績値で見込むこととします。今後も自立訓練施設、就労移行支援施設及びその利用者に対し、さらに制度の周知を図ります。 [年間]

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受給者数（人）	21	22	23	39	39	39
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
受給者数（人）	29	39	39			

※ 平成26年度の数値は見込値

⑤自動車運転免許取得・改造費助成事業

【事業の内容】

障がい者の就労その他の社会参加の機会の拡大等を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

今後も制度の周知を行い、サービスの利用促進に努めます。

自動車運転免許取得

〔年間〕

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/年）	4	4	4	1	1	1
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/年）	4	2	1			

※ 平成26年度の数値は見込値

改造費助成事業

〔年間〕

区 分	第3期計画期間（計画値）			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人/年）	4	4	4	3	3	3
区 分	第3期計画期間（実績値）					
	24年度	25年度	26年度			
利用者数（人/年）	4	2	3			

⑥巡回支援専門員整備

【事業の内容】

発達支援に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や児童の保護者に対し、発達支援への早期対応のための助言等の支援を行う事業です。

【第4期計画の見込量と確保の方策】

発達が気になる児童の成長を促すため、今後は保育所等訪問支援との連携の在り方を検討するとともに、支援を望む施設の担当者や保護者の増加する要望に応えることが可能な提供基盤の整備・強化を図ります。

〔年間〕

区 分	実 績			第4期計画期間（計画値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
言語相談件数	23	15	22	36	36	36
療育相談件数	13	12	17	6	6	6
心理相談件数	8	14	15	10	10	10

5 障がい児支援のための計画的な基盤整備

障がい児支援のための計画的な基盤整備については、平成30年4月開設予定の新座市児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備を中心に、次の点を重視して取り組みます。

- (1) 児童発達支援センターは、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を目指します。

また、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図り、保育所等訪問支援等の実施により、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校・学級や地域子育て支援センター等との連携体制を構築し、地域において、様々なニーズに対応する相談及び療育機関としての役割を担うことを目指します。

- (2) 障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携体制を充実させます。
- (3) 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい福祉サービスを提供する事業所等の緊密な連携体制を確保します。
- (4) 重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な障がい児に対する支援について、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指します。

6 国・県への要望事項

障がい者福祉施策の充実強化を図るため、国・県に対し、次の事項について要望していきます。

(1) 国への要望事項

- ・ 障がい年金判定における地域差を解消するよう努めること。
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳により受けられるサービスは、身体・知的障がい者手帳により受けられるサービスと同様になるように制度改正をすること。
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービス提供基盤の整備について、十分な財政措置を講じること。
- ・ 障がい者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮すること。
- ・ 入所施設から地域への移行が推進されようとしていますが、地域における障がい者のそれぞれの実情にあったサービス基盤を充実させるための財政的支援をすること。

- ・ 重度障がい者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。
- ・ 障がい者等が選挙時に円滑な投票を行えるよう、投票所のバリアフリー化などの施設整備について更なる支援措置を講じること。

(2) 県への要望事項

- ・ 精神障がい者が安心して医療を受けられるよう、市が実施する重度心身障がい者医療費支給事業の補助対象を拡大すること。
- ・ 短期入所が需要に対して供給が著しく不足している状況にあることから、供給基盤の強化等必要な措置を図ること。
- ・ 全身性障がい者介護人派遣事業、重度心身障がい者居宅改善整備費助成事業、障がい児（者）生活サポート事業等の埼玉県独自の補助事業を今後も継続し、充実を図ること。
- ・ 重度心身障がい者医療費支給事業における窓口払いを撤廃した現物給付方式について、埼玉県が医療機関等、審査支払機関との調整を行い、県内各市町村、東京都等でも実施できるよう統一的な助成制度を確立すること。
- ・ 重度心身障がい者福祉手当支給事業の支給対象に65歳以上の新規障がい者手帳取得者、療育手帳B所持者及び精神障がい者保健福祉手帳2級所持者を加えること。
- ・ 市が独自に実施している難病患者への心身の慰労と福祉の増進を図るための見舞金の支給事業について、埼玉県の補助事業とすること。

資料編

資料1 共に暮らすための新座市障がい者基本条例

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

平成17年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の自立及び社会参加を促進し、もって障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）又は難病に起因する身体若しくは精神上の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者の自立及び社会参加の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁、意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁その他一切のものをいう。

(共に暮らすことができる地域社会)

第3条 障がい者の支援は、第1条に規定する社会を実現するため、全て障がい者は、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、人生の全ての段階において、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障がい者は、地域社会を構成する一員として、身体的、心理的、社会的その他あらゆる支援を受ける権利が保障されること。
- (2) 全て障がい者は、その意思に基づき、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されるとともに、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全て障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去については、できる限り、障がい者に合わせて必要な変更又は調整を行う等の合理的な配慮がされなければならない。

3 市は、第1項に規定する行為の防止及び前項の合理的な配慮について、啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、前2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めるとともに、障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。

(社会参加の推進)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加する

ことを促進するものとする。

- (1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境
- (2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境
(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらないう、及び取り除くよう努めなければならない。

2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー（障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。）について配慮するよう努めなければならない。

3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。
(相談及び支援体制の充実)

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるものとする。

2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。
(防災及び防犯)

第11条 市は、障がい者が安全にかつ安心して地域生活を営むことができるようにするため、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて、災害時に必要な支援及び犯罪に巻き込まれないために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、地域住民や関係団体と連携し、地域での支援体制の整備を支援するよう努めるものとする。
(連携による総合的支援の推進)

第12条 市は、障がい者の福祉にかかわる関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がい者の支援体制の総合的な調整を行うものとする。

2 医療、保健、福祉、教育、就労、住宅、交通、防災、防犯等に携わる団体及び事業者は、各分野間において密接な連携を図るとともに、市及び関係機関との連携を図り、障がい者の支援を行うものとする。

3 市民、障がい者の福祉にかかわる団体等は、市及び関係機関との連携を図り、地域社会全体で障がい者の支援を行うものとする。
(個人情報保護)

第13条 市及び事業者は、障がい者及びその家族の支援に際し、必要な支援の提供が損なわれることのないよう万全の配慮をしつつ、その知り得た個人情報の保護を図るものとする。

(地域福祉活動の支援)

第14条 市は、障がい者及びその家族、関係団体、地域住民等が行う、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための自発的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(障がい者施策委員会)

第15条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条第1号において「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、新座市障がい者施策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、法第11条第3項の規定による障がい者計画の策定に関し、調査審議すること。
- (2) 前号に規定する計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者の施策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(組織)

第17条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者福祉関係団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に携わる事業に従事する者
- (4) 関係機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、障がい者の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条～第13条 (略) [市各条例の規定中の「障害」を「障がい」に改める条文]

附 則 (平成19年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第18号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料2 障がい者数の推移

(1) 総人口及び障がい者数の推移

総人口については、コーホート要因法（※）により、1歳別、男女別に推計しました。その結果、平成25年度の162,527人から平成29年度には164,311人に増加することが予測されます。

身体障がい者、知的障がい者数及び精神障がい者については、総人口に占める割合（出現率）の推移から将来の出現率を推計し、総人口に乗じることによって求めました。

その結果、平成29年度には身体障がい者手帳取得者数は4,188人、療育手帳取得者数は864人、精神障がい者保健福祉手帳取得者は1,523人になることが見込まれます。

表 障がい者数の推移（各年度末現在）

単位：人（％）

区 分	実 績 値			
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総人口	160,630 (100.0%)	161,452 (100.0%)	161,758 (100.0%)	162,527 (100.0%)
身体障がい者手帳	3,792 (2.4%)	3,836 (2.4%)	3,866 (2.4%)	3,977 (2.4%)
療育手帳	660 (0.4%)	683 (0.4%)	718 (0.4%)	745 (0.5%)
精神障がい者保健福祉手帳	881 (0.5%)	972 (0.6%)	1,061 (0.7%)	1,153 (0.7%)
計	5,333 (3.3%)	5,491 (3.4%)	5,645 (3.5%)	5,875 (3.6%)

資料：障がい者福祉課

※ 総人口は各年度1月1日現在（平成22年度の総人口→平成23年1月1日現在）

表 障がい者数の将来推計（各年度末現在）

単位：人（％）

区 分	推 計 値			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	163,122 (100.0%)	163,614 (100.0%)	164,013 (100.0%)	164,311 (100.0%)
身体障がい者手帳	4,021 (2.5%)	4,079 (2.5%)	4,135 (2.5%)	4,188 (2.5%)
療育手帳	775 (0.5%)	805 (0.5%)	835 (0.5%)	864 (0.5%)
精神障がい者保健福祉手帳	1,248 (0.8%)	1,340 (0.8%)	1,432 (0.9%)	1,523 (0.9%)
計	6,044 (3.7%)	6,224 (3.8%)	6,402 (3.9%)	6,575 (4.0%)

資料：障がい者福祉課

※ 「コーホート」とは、年齢階層のことで、ある年の10歳の人口がn人である場合、翌年には11歳の人口がn人になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法です。

(2) 手帳の等級別人数

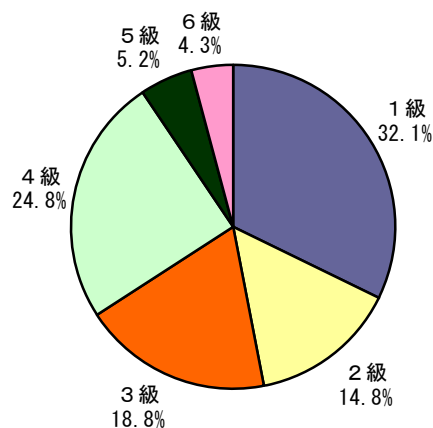
①身体障がい者手帳取得者の等級別人数

身体障がい者手帳取得者数を手帳の等級別にみると、1級が最も多くなっています。

表 手帳等級別の身体障がい者取得者数（平成25年度末現在）

単位：人（％）

区分	人（％）
重度	1級 1,277（32.1%）
	2級 590（14.8%）
中度	3級 747（18.8%）
	4級 986（24.8%）
軽度	5級 206（5.2%）
	6級 171（4.3%）
計	3,977（100.0%）



資料：障がい者福祉課

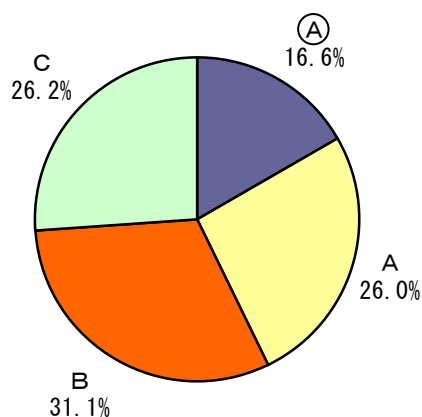
②療育手帳取得者の等級別人数

療育手帳取得者数を手帳の等級別にみると、Bが最も多くなっています。

表 手帳等級別の療育手帳取得者数（平成25年度末現在）

単位：人（％）

区分	人（％）
Ⓐ	124（16.6%）
A	194（26.0%）
B	232（31.1%）
C	195（26.2%）
計	745（100.0%）



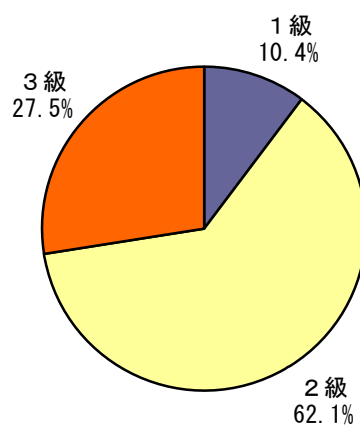
資料：障がい者福祉課

③精神障がい者保健福祉手帳取得者の等級別人数

精神障がい者保健福祉手帳取得者数を手帳の等級別にみると、2級が約3分の2を占めています。

表 手帳等級別の精神障がい者保健福祉手帳取得者数（平成22年度末現在） 単位：人（％）

区 分	人（％）
1 級	120（10.4％）
2 級	716（62.1％）
3 級	317（27.5％）
計	1,153（100.0％）



資料：障がい者福祉課

資料3 障がい者の生活や意識に関する調査の概要

この計画を策定するに当たり、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。その概要は次のとおりです。調査結果の詳細については、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書」（平成27年3月）をご覧ください。

(1) 調査の目的

この調査は、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、「第4期新座市障がい福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の対象者

この調査の種類及び対象者は、次のとおりです。

障がい区分	対象	対象者数
①身体障がい者	平成26年6月1日現在、18歳以上で市内にお住まいの身体者手帳をお持ちの方	3,917人
②知的障がい者	平成26年6月1日現在、18歳以上で市内にお住まいの療育手帳をお持ちの方	549人
③精神障がい者	平成26年6月1日現在、18歳以上で市内にお住まいの精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	968人
④難病	平成26年6月1日現在、18歳以上で市内にお住まいの特定疾患医療受給者証をお持ちの方で市の難病患者見舞金を申請している方	543人
⑤障がいのある児童	平成26年6月1日現在、18歳未満で市内にお住まいの身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方	360人
計		6,337人

(3) 調査の方法、調査期間及び回収率

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年6月～7月

障がい区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
①身体障がい者	3,917人	2,535人	64.7%
②知的障がい者	549人	330人	60.1%
③精神障がい者	968人	528人	54.5%
④難病	543人	342人	63.0%
⑤障がいのある児童	360人	205人	56.9%
計	6,337人	3,940人	62.2%

資料4 策定体制

新座市障がい者施策委員会委員名簿

敬称略、順不同

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎平野 方紹	立教大学
	太田 眞智子	十文字学園女子大学
医療保健関係者	兼古 幸子	埼玉県朝霞保健所
就労関係者	久保 泰男（※1）	朝霞公共職業安定所
	矢島 和彦（※2）	朝霞公共職業安定所
	早坂 寿々江	新座市商工会
教育関係者	岩沼 良純	埼玉県立和光特別支援学校
	松原 敬之	新座市小学校校長会
障がい者及び障がい者福祉関係者	宮寄 満	社会福祉法人 新座市社会福祉協議会
	貫井 恵美子	新座市民生委員・児童委員協議会
	並木 則康	社会福祉法人 埼玉福祉会
	太田 イツ子	新座市身体障害者福祉会
	○石井 英子	社会福祉法人 新座市障害者を守る会
	荻原 伊佐夫	特定非営利活動法人 にんじん畑
	武井 英子	特定非営利活動法人 ふくしネットにいざ
	轟谷 智恵子（※3）	新座市聴覚障害者の会
	木村 茂（※4）	新座市聴覚障害者の会
	鈴木 信子	埼玉県難聴者・中途失聴者協会 新座支部
	川島 昌子（※1）	新座市視力障害者友の会
	石井 勝美（※2）	新座市視力障害者友の会
	佐々木 佳子	社会福祉法人 にいざ 多機能型施設さわらび
	佐藤 衣子（※3）	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会
	荒井 マサ子（※4）	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会
一般公募	中島 智子	
	甲田 由夏	

◎は委員長、○は副委員長

※1 久保泰男委員、川島昌子委員は平成26年5月26日まで

※2 矢島和彦委員、石井勝美委員は平成26年5月27日から

※3 轟谷智恵子委員、佐藤衣子委員は平成26年8月28日まで

※4 木村茂委員、荒井マサ子委員は平成26年8月29日から

新座市地域自立支援協議会委員名簿

敬称略、順不同

構成	氏名	勤務先等
相談支援事業者等	○鈴木 優子 (※1)	にいざ生活支援センター相談支援室
	高野 通尚 (※2)	にいざ生活支援センター相談支援室
障がい福祉サービス事業者	中村 竜志	社会福祉法人ヤマト自立センター(障害者就業・生活支援センター)
	石川 達也	相談支援事業所「ぼけっと」
	川俣 真吾	就労継続支援B型事業所「アイズ」
	谷田貝 玲子	就労継続支援B型事業所「シンフォニー」
	比良 亜希子	特定非営利活動法人ウェルハーモニー児童デイサービス「どれみ」
	古賀 菜緒美	障害者地域活動センター「ふらっと」
	加藤 真弓	特定非営利活動法人「暮らしネット・えん」
	荒居 裕和	有限会社 よつみ
	石川 千枝	特定非営利活動法人 太陽
	斎藤 はつえ	特定非営利活動法人 にんじん畑
佐野 雅之	特定非営利活動法人 すまいる	
保健、医療、学校、企業、高齢者介護等の関係者	鈴木 泉	新座市健康増進部保健センター
	高木 智	新座市学校教育部教育相談センター
障がい者団体の関係者	奥山 ひとみ	社会福祉法人 新座市障害者を守る会
	鵜飼 富子	新座市精神障害者家族会やすらぎの会
障がい者の権利擁護の関係者	渡邊 郁子	新座市民生委員・児童委員協議会
	茂木 彰	新座市社会福祉協議会地域福祉課
	神藤 園子	新座市福祉部児童福祉課家庭児童相談室
地域ケアに関する学識経験者等	◎坂本 佳代子	坂本福祉相談事務所 聖学院大学人間福祉学部児童学科

◎は会長、○は副会長

※1 鈴木優子委員は平成27年2月28日まで

※2 高野通尚委員は平成27年3月1日から

資料5 策定経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成26年 5月19日	<p>第1回新座市地域自立支援協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長、副会長の選出について (2) 第4期新座市障がい福祉計画策定に係る諮問について (3) 第4期新座市障がい福祉計画骨子（案）について (4) アンケートの実施について (5) 第4期新座市障がい者基本計画及び第3期新座市障がい福祉計画の進捗状況について (6) 共に暮らすための新座市障がい者基本条例の周知方法について <p>配布資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市地域自立支援協議会条例 2 平成26年度新座市地域自立支援協議会委員名簿 3 平成26年度 新座市障がい者施策委員会・地域自立支援協議会 第4期障がい福祉計画策定予定表 4 共に暮らすための新座市障がい者基本条例（パンフレット案） 5 アンケート（案）（身体・療育・児童・精神・難病） 6 第3期新座市障がい福祉計画進捗状況と課題（平成24年度） 7 第4次新座市障がい者基本計画進捗状況及び評価結果報告書（平成24年度）
平成26年 5月27日	<p>第1回新座市障がい者施策委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 改正条例の周知方法について (2) 第4次新座市障がい者基本計画及び第3期新座市障がい福祉計画の進捗状況について (3) 第4期新座市障がい福祉計画骨子（案）について (4) アンケートの実施について <p>配布資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共に暮らすための新座市障がい者基本条例の周知リーフレット 2 第4次新座市障がい者基本計画進捗状況及び評価結果報告書（平成24年度） 3 第3期新座市障がい福祉計画進捗状況と課題（平成24年度） 4 第4期新座市障がい福祉計画骨子（案）について 5 アンケート調査票（案） 6 今後の予定表
平成26年 8月29日	<p>第2回新座市地域自立支援協議会 第2回新座市障がい者施策委員会（合同開催）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アンケート結果の中間報告について (2) 第4期新座市障がい福祉計画素案について (3) 改正条例の出前講座について (4) 今後のスケジュールについて (5) 近時の新座市の障がい者施策について <p>配布資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アンケート中間結果一式 2 第4期新座市障がい福祉計画（素案）事務局案 3 スケジュール表 4 児童発達支援センター構想 5 委員名簿

開催年月日	議題及び配布資料
平成26年 10月24日	<p>第3回新座市地域自立支援協議会</p> <p>(1) 各委員の意見及び事務局対応（回答）案について (2) 第4期新座市障がい福祉計画案について (3) 今後のスケジュールについて</p> <p>配布資料</p> <p>1 第4期新座市障がい福祉計画案 2 各委員の意見及び事務局対応（回答）案 3 スケジュール表</p>
平成26年 12月5日	<p>第4回新座市地域自立支援協議会</p> <p>(1) 準パブリック・コメントに付す原案の確定について (2) 第3期新座市障がい福祉計画進捗状況と評価について（平成25年度） (3) 今後のスケジュールについて</p> <p>配布資料</p> <p>1 第4期新座市障がい福祉計画素案 2 障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査結果報告書 3 第3期新座市障がい福祉計画の進捗状況と評価（平成25年度） 4 クロス集計内容について 5 共に暮らすための新座市障がい者基本条例説明講座の案内チラシ 6 スケジュール表</p>
平成26年 12月12日	<p>第3回新座市障がい者施策委員会</p> <p>(1) 準パブリック・コメント手続に付す原案について (2) 第4次新座市障がい者基本計画進捗状況について (3) 基本条例出前講座の実施について (4) 今後のスケジュールについて</p> <p>配布資料</p> <p>1 第4期新座市障がい福祉計画（原案） 2 第4次新座市障がい者基本計画の進捗状況と評価について（平成25年度） 3 障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市を作るための調査（アンケート）結果報告書 4 クロス集計表 5 スケジュール表 6 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」説明講座チラシ</p>
平成27年 2月13日	<p>第5回新座市地域自立支援協議会</p> <p>(1) 準パブリック・コメント手続で出た意見と回答について (2) 第4期新座市障がい福祉計画の変更点について（案） (3) 今後のスケジュールについて</p> <p>配布資料</p> <p>1 準パブリック・コメント手続で出た意見等について</p>

開催年月日	議題及び配布資料
平成27年 2月20日	<p>第4回新座市障がい者施策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 準パブリック・コメント手続で出た意見等について (2) 第4期新座市障がい福祉計画の変更点について (3) 第4期新座市障がい福祉計画に対する新座市障がい者施策委員会としての意見について (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ア 第4次新座市障がい者基本計画の進捗状況と評価（平成25年度）について イ 基本条例の解説講座について ウ 介護給付費支給決定の適正化について <p>配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第4期新座市障がい福祉計画（素案）に対する意見等について 2 第4期新座市障がい福祉計画（素案）に対する意見等による計画の変更点について（案）
平成27年 3月5日	<p>第6回新座市地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4期新座市障がい福祉計画に関する答申について (2) 障がい者の移動支援について (3) 介護給付費支給決定の適正化について <p>配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障がい者の移動支援について

資料6 諮問書

新障福発第498号

平成26年5月19日

新座市地域自立支援協議会会長 様

新座市長 須田 健治

第4期新座市障がい福祉計画について（諮問）

本市では、第4次新座市障がい者基本計画（平成23年度策定）及び第3期障がい福祉計画（平成23年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、積極的に社会に参加し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりましたが、第3期障がい福祉計画が平成26年度で目標年次を迎えます。

このため、新座市地域自立支援協議会条例第2条第2号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第4期新座市障がい福祉計画を策定するに当たり、貴協議会の意見を求めます。

資料7 答申書

平成27年3月5日

新座市長 須田 健治 様

新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子

第4期新座市障がい福祉計画について（答申）

平成26年5月19日付け新障福発第498号で諮問のありました「第4期新座市障がい福祉計画」について、当協議会は、新座市障がい者施策委員会とともに慎重に審議を重ねた結果、別冊の計画案をもって、答申します。

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ
第4期新座市障がい福祉計画

平成27年3月策定

発行 新座市
編集 新座市福祉部障がい者福祉課
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
Tel 048-477-1111 (代表)
Fax 048-482-7725

裏表紙の絵は、新開小学校 鹿野結奈さんの作品です。

